

# 大分労働局 働き方改革関係事業

資料4

## ●大分県働き方改革推進会議

長時間労働の是正や仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備など働き方改革の気運醸成及びその推進を図るため、政労使が一丸となり、働き方改革の実現に向けた議論を行う。企業の働き方改革の取組を促進するとともに、新たな課題については対策を検討し働き方改革を推進。(大分県と共催)

## ●労働局幹部職員による団体、企業トップへの働き方改革の要請

長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、女性の活躍推進、両立支援対策など働き方改革について、労働局長等が県内主要企業へ訪問し要請  
・経営者団体・労働組合へ「ゆう活」の取組と併せて要請実施(6月)、主要企業への訪問要請(11月末現在:20社へ要請)

| ワーク・ライフ・バランスの推進  | 働きすぎ防止に向けた取組の推進  | 女性の職業生活における活躍の推進  | 両立支援対策の推進  | 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進   |
|--|--|---|--|--|
| <p>●年次有給休暇の取得促進<br/>・夏季、年末年始、ゴールデンウィークのほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として重点的な周知広報を実施<br/>・「地域の特性を活かした休暇取得促進環境整備事業」(大分市)の実施</p> <p>●ノー残業デー、県民ノー残業デーの普及促進<br/>・「ノー残業デー」(毎月第3水曜日)、「県民ノー残業デー」(11月第3水曜日)の普及促進に係る周知広報</p> <p>●個別コンサルティング<br/>・訪問によりワーク・ライフ・バランスに係る具体的取組に係るコンサルティングを実施(働き方・休み方改善コンサルタントの活用)</p> | <p>●監督指導の徹底<br/>・時間外労働時間数が月100時間を超える事業場から月80時間を超える事業場に対象を拡大し、年間を通じた監督指導の実施</p> <p>●過重労働解消キャンペーンの展開<br/>・過労死等防止啓発月間(11月)に長時間労働が疑われる事業場に対する重点監督の実施<br/>・ベストプラクティス企業への訪問、当該企業の周知広報<br/>・過労死等防止対策シンポジウムの開催<br/>・全国一斉無料電話相談</p> | <p>●女性活躍推進法に基づく義務化企業への指導<br/>・女性活躍推進法に基づき、平成28年4月から企業に義務化された一般事業主行動計画の策定・届出等について周知し、県内全107社(301人以上)が策定・届出済</p> <p>●女性活躍推進法に基づく努力義務企業に対する策定・届出の勧奨<br/>・300人以下の企業に対し、一般事業主行動計画の策定・届出等について、女性活躍加速化助成金等の活用と併せ策定・届出の勧奨</p> | <p>●改正育児・介護休業法等の円滑な施行<br/>・平成29年1月1日に施行される改正育児・介護休業法等について、12月末までマタハラキャラバンを展開し、改正法説明会の開催や各種広報により周知</p> <p>●育児・介護休業法の確実な履行確保<br/>・計画的な事業所訪問による育児・介護休業制度等の規定整備等に係る企業指導の実施</p> | <p>●大分県正社員転換・待遇改善実現プランの推進<br/>・ハローワークにおける正社員求人確保と正社員就職に向けた就職支援、キャリアアップ助成金の活用促進による正社員転換の推進</p> <p>●パートタイム労働法の確実な履行確保<br/>・計画的な事業所訪問によるパートタイム労働者の正社員との均等・均衡待遇、正社員転換推進措置等に係る企業指導の実施</p> |